

議案第103号

つくば介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年12月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（提案理由）

地方税法（令和2年法律第5号）の一部改正に伴い介護保険料の延滞金を算出する際に用いる割合の名称等を変更するため、この条例案を提出するものである。

## つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則 （略）</p> <p>附則</p> <p>第1条—第6条 （略）</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第7条 当分の間、第9条の3第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセント割合）</u>とする。</p> <p>第8条 （以下略）</p>	<p>本則 （略）</p> <p>附則</p> <p>第1条—第6条 （略）</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第7条 当分の間、第9条の3第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセント割合）</u>とする。</p> <p>第8条 （以下略）</p>